平成２３年（フ）第２８７８号
愛知県春日井市美濃町１丁目77番地　グリーンベル味美803号
債務者　近藤　　明
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２号
熊本県天草市枦宇土町224番地
債務者　流矢　友行
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　芳典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第５８７号
茨城県水戸市柵町３丁目１番18号
債務者　小林けい子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田部　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２８１号
長野県松本市大字岡田松岡396番地１　マンションビレッジヒルズ306、前住所長野県松本市大字岡田下岡田495番地２
債務者　上條みゆき（旧姓永井・猪股）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤絵美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第８６号
熊本県玉名郡玉東町大字白木1929番地１
債務者　志水　彰典
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山長　浩徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第３３２８号
札幌市中央区南３条西７丁目３番地１　エンドレス三井607号
債務者　坂井　房江
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原　至
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３００５号
横浜市鶴見区駒岡１丁目22番Ｂ―402号
債務者　林　　義之
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３００６号
横浜市鶴見区駒岡１丁目22番Ｂ―402号
債務者　林　　照之
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２０５号
神奈川県大和市柳橋２丁目３番地12　ガーデンクリア柳橋504号
債務者　本多　謙吾
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月７日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３号
大阪府貝塚市澤150―１　グリーンハイツ二色Ａ101、住民票上の住所相模原市南区東大沼４丁目18番60号
債務者　豊島　卓也
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳久　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１０３号
三重県松阪市笹川町16番地11
債務者　谷野　吉伸
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端　康成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１７３号
新潟県新発田市豊町２丁目16番４号
債務者　水戸　知美
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　良二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月28日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第５９４号
愛知県高浜市二池町４丁目207番地１　アルビナハイム102号、前住所沖縄県国頭郡国頭村字鏡地303番地
債務者　つけ麺58こと　日下部　仁
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　幸祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６０３号
愛知県安城市三河安城南町１丁目６番地２　ソアラ三河安城303、前住所愛知県安城市百石町１丁目６番地７　百石スタービル307
債務者　奈須　信夫
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１５６号
山形市あけぼの２丁目１―１　山形刑務所収容中、住民票上の住所仙台市青葉区五橋１丁目１番45―1210号
債務者　馬場　邦男
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３３号
山形市大字岩波244番地１
債務者　湯川由香里
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８７１号
埼玉県加須市睦町１丁目５番４号
債務者　金子　　実
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係